

埼玉県山村振興基本方針

(平成28年3月23日変更)

埼玉県

目 次

I	地域の概況	1
1	振興山村の概要	1
2	自然的条件	2
	ア 地理、地勢	
	イ 気候	
3	社会的及び経済的条件	3
	ア 人口の動向	
	イ 産業構造の動向	
	ウ 土地利用の状況	
	エ 交通・通信の状況	
	オ 財政の状況	
II	現状と課題	8
1	山村振興対策の実施状況と評価	8
2	山村振興の現状と今後の課題	8
III	振興の基本方針及び振興施策	9
1	交通施策に関する基本的事項	9
2	情報通信施策に関する基本的事項	9
3	産業基盤施策に関する基本的事項	10
	(1) 農林業の振興	10
	ア 農業の振興	10
	イ 林業の振興	10
	(2) 観光・レクリエーション	10
	(3) その他の産業振興	11
4	経営近代化施策に関する基本的事項	11
5	地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	12
6	文教施策に関する基本的事項	12
	(1) 地域文化の振興	
	(2) 教育の振興	
7	社会、生活環境施策に関する基本的事項	12
8	高齢者福祉施策に関する基本的事項	13
9	集落整備施策に関する基本的事項	13
10	国土保全施策に関する基本的事項	13
11	交流施策に関する基本的事項	13
12	森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項	14

1 3	担い手施策に関する基本的事項	1 4
1 4	鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	1 4
1 5	その他施策	1 5
IV	他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	1 5

埼玉県山村振興基本方針書

都道府県名	埼玉県
作成年度	平成17年度

I 地域の概況

1 振興山村の概要

本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は、全63市町村のうち8市町（13地域）となっている。

本県の振興山村の概要

区分	全県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	63	8	13%
面積	3,797.25km ²	724.37km ²	19%
人口	7,194,556人	13,165人	0.18%
若年者比率 (15～29歳)	16%	11%	—
高齢者比率 (65歳以上)	20%	37%	—

出典：市町村数は平成27年4月1日現在、面積は2010世界農林業センサス、人口は平成22年国勢調査（総務省統計局）

本県の振興山村の指定状況

現市町村名	指定地域名（旧市町村名）※
秩父市	浦山村、上吉田村、大滝村
飯能市	名栗村
本庄市	本泉村
ときがわ町	大柵村
横瀬町	芦ヶ久保村
皆野町	金沢村、日野沢村
小鹿野町	三田川村、倉尾村、両神村
神川町	矢納村

※ 昭和25年2月1日時点の市町村名により指定

2 自然的条件

ア 地理、地勢

- (ア) 本県は、関東地方の中央部から西部に位置する内陸県で、北は栃木県、群馬県、南は東京都、西は山梨県、長野県、東は茨城県、千葉県に接し、総面積は3,797km²である。
- (イ) 地形は、三宝山をはじめとする2,000m級の山々が西部に連なり、東部に移るにつれて丘陵、台地、低地と次第に低くなっている。
- (ウ) 本県の振興山村を有する市町村は8市町（平成27年4月現在）であり、このうち振興山村の面積は724km²（全県面積の19%）となっている。
- (エ) 振興山村には豊かな自然が多く残されており、大部分が秩父多摩甲斐国立公園又は上武、両神、西秩父、長瀬玉淀、武甲、黒山、奥武蔵の県立自然公園に指定されている。

イ 気候

- (ア) 本県の気候は、冬は北西の季節風が強く、乾燥した晴天の日が多い。夏は日中かなりの高温になり雷の発生が多く、降ひょうも多いのが特徴である。
- (イ) 県の西部に位置する山地では夏に雷雨が多く発生し、気温が平地に比べ2～4℃低い。また、冬の期間が長く、山岳地方では積雪が多い。
- (ウ) 秩父盆地は風が弱く夏の気温が高い一方、冬は夜間の冷え込みが強い。

平均降水量及び平均気温

平均降水量（mm）		平均気温（℃）	
振興山村	さいたま市	振興山村	さいたま市
1465.3	1346.0	13.1	14.8

出典：気象庁データ（昭和56年～平成22年の平均値）

振興山村は秩父特別地域気象観測所、上吉田、三峰、浦山の各地域気象観測所の平均値、さいたま市はさいたま地域気象観測所

3 社会的及び経済的条件

ア 人口の動向

(ア) 振興山村の人口（平成22年）は13,165人と全県の0.18%に過ぎず、昭和60年と比較して36%減少している。

(イ) 年齢構成で見ると、14歳以下の低年齢層の割合は、出生率の低下などにより減少し続けており、平成22年では9%となっている。また、65歳以上の高齢者の割合は年々増加し、平成22年には37%となっており、県全体と比較して高齢化が進行している。

年齢階層別人口の動向

(単位：人)

年度	振興山村					
	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上
S60	20,537 (100%)	3,690 (18%)	3,298 (16%)	3,533 (17%)	6,309 (31%)	3,707 (18%)
H7	18,195 (100%)	2,704 (15%)	2,575 (14%)	3,156 (17%)	4,886 (27%)	4,874 (27%)
H12	16,827 (100%)	2,059 (12%)	2,446 (15%)	2,525 (15%)	4,569 (27%)	5,228 (31%)
H17	15,122 (100%)	1,546 (10%)	1,993 (13%)	2,030 (13%)	4,370 (29%)	5,183 (34%)
H22	13,165 (100%)	1,165 (9%)	1,442 (11%)	1,639 (13%)	3,997 (30%)	4,922 (37%)

年度	県全体					
	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上
S60	5,883,678 (100%)	1,380,180 (24%)	1,250,382 (21%)	1,564,879 (27%)	1,245,312 (21%)	442,925 (8%)
H7	6,759,311 (100%)	1,090,395 (16%)	1,650,860 (24%)	1,389,019 (21%)	1,937,966 (29%)	681,172 (10%)
H12	6,938,006 (100%)	1,024,787 (15%)	1,522,914 (22%)	1,429,336 (21%)	2,058,952 (30%)	889,243 (13%)
H17	7,054,243 (100%)	986,361 (14%)	1,277,499 (18%)	1,593,784 (23%)	2,020,970 (29%)	1,157,006 (16%)
H22	7,194,556 (100%)	953,668 (13%)	1,168,291 (16%)	1,637,119 (23%)	1,943,698 (27%)	1,464,860 (20%)

出典：国勢調査（総務省統計局）

（総数には不詳を含むため、総数と内訳の計は一致しない）

イ 産業構造の動向

- (ア) 県全体と振興山村ともに、第1次産業の生産額割合は横ばい、第2次産業は減少傾向にあり、第3次産業が増加している状況である。
- (イ) 県内の振興山村は、地形的条件等から農林業が地域の基幹的産業となっており、次いで豊かな自然や寺社仏閣、祭り等に訪れる都市住民を対象とした観光産業が主要な産業となっている。しかしながら、農林業は地形的に不利な営農条件や木材価格の低迷などにより、依然として厳しい経営環境に置かれている。
- (ウ) 振興山村の工業は、窯業・土石製品、金属製品、電気機械器具の製造が主な産業となっている。
- (エ) 振興山村の主要産業である観光業については、入込客数が増加傾向にあり、多様な体験型観光の育成と受け入れ体制の整備が必要となっている。

産業別生産額の動向

(単位：百万円)

年度	振興山村				県全体			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業	全体	1次産業	2次産業	3次産業
H14	938,159 (100%)	11,148 (1%)	314,978 (34%)	608,773 (65%)	20,170,271 (100%)	123,546 (1%)	5,450,302 (27%)	14,526,357 (72%)
H19	955,161 (100%)	11,256 (1%)	322,399 (34%)	615,915 (65%)	21,234,950 (100%)	118,938 (1%)	5,751,796 (27%)	15,227,971 (72%)
H24	873,001 (100%)	11,250 (1%)	260,978 (30%)	593,873 (68%)	20,374,018 (100%)	121,847 (1%)	4,822,470 (24%)	15,268,729 (75%)

出典：埼玉の市町村民経済計算（平成27年）

振興山村は振興山村を有する市町村の合計

（推計上付加価値の一部が重複しているため全体と内訳の計は一致しない）

- (オ) 平成24年度の県民1人当たりの市町村民所得は281万円であるが、振興山村を有する市町村では223万円と低位に留まっている。

市町村民所得

(単位：万円)

年度	振興山村	県全体
H14	231	292
H19	241	297
H24	223	281

出典：埼玉の市町村民経済計算（平成27年）

振興山村は振興山村を有する市町村の平均

(カ) 本県及び県内振興山村において、第1次産業の就業者数が大幅に減少しているものの、振興山村においては8%が依然第1次産業に従事しており、県全体の約4倍の割合である。

産業別就業者数の動向

(単位：人)

年度	振興山村				県全体			
	全体	1次産業	2次産業	3次産業	全体	1次産業	2次産業	3次産業
S60	10,259 (100%)	2,031 (20%)	4,773 (47%)	3,455 (34%)	2,775,212 (100%)	139,405 (5%)	1,051,967 (38%)	1,583,840 (57%)
H7	8,872 (100%)	1,093 (12%)	4,065 (46%)	3,709 (42%)	3,512,969 (100%)	99,990 (3%)	1,178,655 (34%)	2,198,202 (63%)
H12	7,684 (100%)	758 (10%)	3,448 (45%)	3,472 (45%)	3,528,376 (100%)	84,853 (2%)	1,078,947 (31%)	2,303,748 (65%)
H17	6,966 (100%)	709 (10%)	2,682 (39%)	3,546 (51%)	3,509,189 (100%)	76,358 (2%)	942,028 (27%)	2,401,721 (68%)
H22	5,704 (100%)	477 (8%)	2,054 (36%)	3,076 (54%)	3,482,305 (100%)	58,301 (2%)	816,866 (23%)	2,352,355 (67%)

出典：振興山村の昭和60年は農林業センサス、平成7年、平成12年、平成17年、平成22年は国勢調査（総務省統計局）、県全体は国勢調査（総務省統計局）
 （分類不能の産業を含むため全体と内訳の計は一致しない）

ウ 土地利用の状況

県内の振興山村の林野率は92%であり、耕地等の割合は0.1%となっている。

土地利用の状況

(単位：ha)

年度	振興山村					
	総土地面積	経営耕地面積				林野面積
		田	畑	樹園地		
S60	72,324 (100%)	582 (0.8%)	60 (10%)	447 (77%)	75 (13%)	67,494 (93%)
H7	72,291 (100%)	380 (0.5%)	36 (9%)	249 (66%)	95 (25%)	66,864 (92%)
H12	72,291 (100%)	262 (0.3%)	28 (11%)	175 (67%)	59 (23%)	67,278 (93%)
H17	72,200 (100%)	106 (0.1%)	8 (8%)	62 (58%)	36 (34%)	66,619 (92%)
H22	72,437 (100%)	113 (0.2%)	11 (10%)	70 (62%)	32 (28%)	66,884 (92%)

年度	県全体					
	総土地面積	経営耕地面積				林野面積
		田	畑	樹園地		
S60	379,932 (100%)	87,583 (23%)	51,457 (59%)	24,916 (28%)	11,209 (13%)	128,613 (34%)
H7	379,729 (100%)	73,055 (19%)	43,672 (60%)	23,601 (32%)	5,782 (8%)	125,746 (33%)
H12	379,725 (100%)	65,287 (17%)	39,691 (61%)	21,575 (33%)	4,021 (6%)	123,170 (32%)
H17	379,750 (100%)	57,620 (15%)	36,283 (63%)	18,630 (32%)	2,708 (5%)	122,806 (32%)
H22	379,725 (100%)	53,682 (14%)	33,989 (63%)	17,319 (32%)	2,374 (4%)	122,401 (32%)

出典：昭和60年、平成17年、平成22年は農林業センサス

平成7年、平成12年の振興山村は山村カード、県全体は農林業センサス

(内訳は単位(ha)に満たない数値を切り捨てているため、全体と内訳の計は一致しない)

エ 交通・通信の状況

(ア) 交通に関しては、国道140号の皆野秩父バイパスの整備など、振興山村においても国、県、市町村道の改良を進めてきているが、急峻な地形のため、狭隘区間や屈曲区間がまだ残っている状況である。そのため、飛躍的な時間の短縮を図るにはならず、依然、経済立地条件が不利な状況である。また、鉄道やバスなどの公共交通機関は人口減少に加え、少子化や自家用自動車の普及などにより利用者が減少しており、路線の維持・確保が課題となっている。

(イ) 情報通信に関しては、振興山村及びその周辺地域を含め、携帯電話等が利用できない地域が残り、また、行政のIT化や企業活動等に必要となっている光ファイバーなどの高速情報通信網の整備が遅れているのが現状で、その利用可能域の拡大が課題となっている。

オ 財政の状況

振興山村を有する市町村の財政構造は、財政力指数が他の市町村に比べて低位にある。また、人口の減少や高齢化が進行し、基本となる地方税等の自主財源が乏しいため地方交付税等に依存する脆弱な財政基盤となっている。

財政力指数

県内市町村全体	0.880
秩父市	0.592
飯能市	0.789
本庄市	0.756
ときがわ町	0.498
横瀬町	0.545
皆野町	0.419
小鹿野町	0.353
神川町	0.533

出典：県市町村課調べ、平成27年指数（平成25年～27年平均）

県内市町村全体は加重平均値

II 現状と課題

1 山村振興対策の実施状況と評価

本県においては、昭和40年から昭和46年にかけて13地域が振興山村として指定されている。現在では8市町が振興山村を有している。これらの振興山村においては、第1期山村振興対策から6期にわたって交通・通信、産業基盤、生活環境整備、国土保全等の振興対策が実施されてきた。

これまでの山村振興対策の計画的な推進により、産業基盤や生活環境の整備は着実な成果を挙げてきている。

山村振興対策事業の実績

(単位：千円)

対策(期間)	計画額	実績額	進捗率(%)
第1期対策(S40～S47)	6,662,492	7,372,169	110.7
第2期対策(S47～S54)	7,977,551	9,565,385	119.9
第3期対策(S54～H2)	23,619,471	28,400,526	120.2
第4期対策(H3～H10)	94,767,950	90,549,445	95.5
第5期対策(H10～H16)	14,142,377	6,810,152	48.2
第6期対策(H17～H26)※	40,938,594	18,515,138	45.2
累計	188,108,434	161,212,815	85.7

※ 第6期対策は平成25年度までの実績

2 山村振興の現状と今後の課題

本県の振興山村を有する市町村においては、農林水産物の価格の低迷や後継者不足に加えて、生活環境においては、汚水処理人口普及率で県全体より17ポイント低く(平成26年環境省)、10万人あたりの医師数が118.2人(県全体148.6人)(平成22年医師・歯科医師・薬剤師調査)といった生活環境の整備が他の地域に比較して依然十分には行われていない状況が継続している。このため、若年層を中心とする人口の流出と少子化・高齢化も進行し、山村の活力の低下とともに担い手の不足により、国土・自然環境の保全等、山村が担っている重要な役割が十分発揮されない状況となっている。

今後の山村振興に当たっては、格差是正という視点に加え、山村の自立的な発展は都市住民を含めた重要な課題であるという認識が必要である。このことを踏まえ、国民の多様な生活様式に対応できる、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する山村社会の構築と山村における定住等の促進を目指し、自然環境の保全に配慮しながら、産業基盤や生活環境の整備を推進する。併せて、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興による山村の所得と雇用の確保や介護サービスの確保等による住民福祉の向上等を図ることが重要である。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

本県の振興山村は、豊かな自然環境を有し、県土の保全や環境保全といった公益的機能を果たしているとともに、地域に根ざした伝統文化の継承など、多様な役割を持つ地域でもあり、その振興は本県にとって重要な課題である。

また、県や市町村が振興山村の情報化の推進、地域間交流の促進、美しい景観の整備及び地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな社会を形成することが期待されるなど、県土づくりにおいて果たすべき役割は重要なものとなってきている。

しかしながら、担い手の減少による生産活動の停滞、高齢化の進行や若年層の流出など、その環境は一層厳しさを増してきている。

振興山村が有する役割、直面している課題等を考慮し、振興山村をみんなで支え合うという視点に立って、それぞれの立地条件をいかした住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、経済活動のみならず、生活環境の整備や地域間交流の促進等により、振興山村の振興・活性化を総合的に図っていく。

これらを達成するため、次の4つの基本目標を掲げ、以下の基本的事項を実施する。

基本目標

- 山村における快適な暮らしの創出
- 地域資源を活用した山村の活性化
- 都市と山村の交流機会の充実
- 農業・山村の多面的機能の向上

1 交通施策に関する基本的事項

本県の振興山村における国・県・市町村道は、産業の振興、地域間交流の促進などに欠かせないほか、生活の基盤として重要な役割を果たしている。このため、幹線道路である国・県道については、地域の実情を勘案しながら体系的な道路網の整備を進める。

また、市町村道については、国庫補助等の積極的な活用を促すなど、可能な範囲で市町村が行う整備の支援を進める。

一方、鉄道やバスなどの公共交通機関は、高齢者や子どもなど社会的弱者をはじめ、地域住民や訪れる観光客にとって極めて重要な交通手段であることから、引き続きその利便性の向上及び路線の維持・確保に努めるものとする。

2 情報通信施策に関する基本的事項

振興山村は、地形的に電波の届かない、あるいは届きにくい地域が多く、災害や急患発生時の緊急情報等を速やかに伝達することや、周辺地域に立地する企業から高速情報通信網の整備が求められている。

このため、地域間の情報格差を解消し、住民が防災、医療、福祉、交通など様々な情報を十分に受発信することにより、安心・安全で活力ある地域社会を形成するため、携帯電話等の基地局施設や、光ファイバー網などの高度な情報通信基盤の整備を促進する。

3 産業基盤施策に関する基本的事項

農林業家戸数の減少や後継者不足、農林業就業者の高齢化などによる農林業の活力低下により、山村が果たしている多面にわたる機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

このため、振興山村の基幹産業である農林業の振興を図るとともに、農地や森林保全の基盤である農道及び森林管理道については、今後も農地及び森林の受益面積等を検討し、計画的な整備を推進する。

(1) 農林業の振興

ア 農業の振興

振興山村及びその周辺地域における農業は、傾斜地が多く狭小な耕地が多いことから、規模拡大が進みにくい。しかしながら、観光農業や特産物（こんにゃく、そば）など、多彩な農産物が生産されている。

今後は、振興山村ならではの多彩な地域資源を活用した収益性の高い観光農業の展開や地域性が豊かで付加価値の高い特産品づくりを推進するとともに、企業等と連携した多様な活動や農業に関心のある都市住民等の定住支援などにより、農業の活性化を図る。

イ 林業の振興

森林は、木材の生産源であるほか、水源のかん養や災害の防止等、重要な機能を有している。しかし、森林を維持する林業は、木材価格の低迷に加え、後継者不足から厳しい状況を強いられている。そこで、地域森林計画や市町村森林整備計画に基づいた森林管理道や作業道の整備を図りながら、公共施設等への木材利用などを積極的に進め、県産木材の利用を促進するとともに、きのこ、ギンナン、メープルシロップの原料となるカエデの樹液などの特用林産物の生産や森林資源を活用したキャンプ場の経営などと林業の複合経営の確立を図る。

また、森林組合を地域の林業生産活動の中核的な担い手として育成し、林業従事者の確保と後継者の育成を図り、間伐等の森林整備を促進するとともに、秩父広域森林組合木材センターなどを有効活用し、県産木材の安定供給体制の確立を図り、林業の振興を推進する。

さらに、森林のもつ水源かん養などの公益的機能と共に森林バイオマスなどのエネルギー資源としての重要性を踏まえ、埼玉県農林公社を中心とした分収林制度等の活用や県民、企業・団体等の参加・協力による適切な森林管理を行いながら、林業の振興を図る。

(2) 観光・レクリエーション

本県の振興山村は、秩父多摩甲斐国立公園をはじめ、上武、両神、西秩父、長瀨玉淀、武甲、黒山、奥武蔵の各県立自然公園にまたがり、貴重な自然を擁する首都圏の観光・レクリエーション地域としての特色を有する。圏央道の延伸等により広域的な周遊ルートが整備されつつあるが、入込客は桜の春、避暑の夏及び紅葉の秋が中心である。

今後は、地域において代表される花や祭り、食など既存の観光資源の掘り起こしと徹底した活用を促進し、四季を通じて訪れてもらえるようにするとともに、若者や外国人の継続した誘客を図るなどして、通年・周遊型観光を創造していく。

また、近年増加傾向にある外国人観光客の誘致促進を図るため、市町や観光関連事業者と連携しておもてなしの力の向上を推進するほか、外国人観光客誘致ツールの整備促進や在住外国人が観光情報を発信するサポーター制度の実施など、ソフト対策の充実に努める。

(3) その他の産業振興

雇用機会の増大と所得の増加を図るため、みどり豊かな環境に囲まれているという特性や、都心から80～100km圏内と他県に比べ至近であるという立地条件をいかした企業誘致情報を発信し、自然との調和を図りながら、農村地域工業等導入地区や近隣地域にある工業団地をはじめとする工業適地への誘致を積極的に進める。

また、日常生活用品を地域内で供給できるよう、各種経営情報の提供、経営上の相談、助言等を行い、地域住民のニーズに対応した小売業を育成する。地域と一体となった商店を広域的に組織化するとともに、特産品や祭りなどの地域の資源、伝統文化を活用した販売促進活動を積極的に支援し、コミュニティの核となる商業の振興を促進する。

さらに、新たな事業に挑戦する企業家やベンチャー企業は、地域経済の自立と雇用の場の創出に大きく貢献するものと期待されている。県内の振興山村及びその周辺地域においても、首都圏や外国人観光客等の多様なニーズに対応した観光・レクリエーション分野、住民生活に密着した医療・福祉分野、環境・情報通信等の産業分野など、幅広い分野で企業活動を促進していくことが重要である。

そのため、起業家等に対し総合相談窓口である創業・ベンチャー支援センター等により、経営診断、情報提供等の支援を行うとともに、県制度資金による金融支援をはじめ、経営、技術、人材育成などの支援策を総合的に実施する。

また、大学と企業との産学共同研究などを通じて、地域における研究開発活動の促進を図り、県内企業との新たな事業展開を支援する。

4 経営近代化施策に関する基本的事項

傾斜が厳しく経営規模の小さい振興山村における農業について、面的な規模の拡大や機械化によるコストの低減には自ずと限界があることから、地形的な不利を克服し、経営の近代化を果たすため、農産物加工施設や直売所等の整備を推進し、観光農業や地域農産物の生産とともに、それらの加工・販売まで行う高付加価値型農業を波及させていく必要がある。

一方、林業については、振興山村においては山林所有面積が3ha以下の森林所有者の割合が46%（2010世界農林業センサス）と経営規模の小さい森林所有者が多く、木材価格の低迷による採算性の悪化から、経営意欲は低下している。

そこで、この零細な森林所有者に代わって経営を担っていく森林組合の育成強化を図り、森林経営計画による持続的な森林経営を推進する。また、施業の集約化や作業道の整備、高性能林業機械

の導入による木材生産コストの縮減に努め、林業の採算性を向上させるとともに、林業就労者及び施業の集約化や森林経営計画作成を推進する森林施業プランナーの育成を図る。

5 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

振興山村の基幹産業である農林業の生産性・収益性を向上するため、観光資源や伝統文化といった振興山村ならではの多彩な地域資源を活用するとともに、地域の特性を生かした商品開発などを推進し、収益性の高い観光農業の展開や付加価値の高い特産品づくりの促進、及び農林産物の生産だけでなく製造・加工、販売までを地域が担う地域内発型の産業振興を図る。

6 文教施策に関する基本的事項

(1) 地域文化の振興等

地域文化の振興は、人の心を豊かにするだけでなく、地域の連帯感を醸成し、地域の活性化に大きく寄与する。振興山村に伝わる伝統芸能や豊作祈願の神事、祭りなどの伝統文化、偉大な功績を残した先人、歴史や豊かな自然に育まれた文化財や特産品など地域資源を活用した、地域に根ざした文化活動を振興する。

また、地域に残された貴重な伝統文化を後世に継承するため、後継者の育成を図りながら、その保存に努め地域振興に活用する取組を促進する。

(2) 教育の振興

振興山村におけるより一層の教育環境の向上を図るため、公立小中学校の教育施設の整備をさらに促進し、安全・安心かつ快適で、教育内容・方法の多様化等に適切に対応できる教育環境を確保する。

また、遠隔地の児童生徒の通学を容易にするため、スクールバスの運行等について引き続き国庫補助制度の確保に努める。

7 社会、生活環境施策に関する基本的事項

振興山村においては、基礎的な生活基盤である水道施設、生活排水処理施設、消防救急施設等の整備が進められているものの、まだ十分とはいえない状況にある。安全で快適な生活をする上で、これらの施設は欠くことのできないものであり、水源地域における水質保全の推進や若年層及び都市住民の移住・定住を促進する上からも整備・改修の促進を図る。

また、地域住民の生涯学習活動の支援においては、広域的自治体である県が保有する多様な学びの場や指導者の情報を提供するなど、学びの効果の活用を支援する。

さらに、交通、水利に恵まれない振興山村においては、火災等に対する初期消火体制の確立が重要であり、地域の地形や道路の状況に合わせて消防機器及び消防水利施設の整備のほか、航空消防防災体制を整備することにより、消防力の増強を図る。

一方、救急医療については、地域の特性を考慮し、施設の整備及びヘリコプター等による救急搬送の普及や救急救命士の必要数の確保等、救急業務の高度化を図り、県内他地域と同様の救急医療体制の提供に努める。

8 高齢者福祉施策に関する基本的事項

県全体で高齢化が進む中、振興山村では、特に医療や介護などの支援の必要性の高まる後期高齢者（75歳以上）の増加が進み、人口に占める後期高齢者の割合は引き続き県平均を上回る見込みである。

そこで、高齢者福祉施策については、まず、元気な高齢者がこれまで培ってきた知識や技術、経験を生かし、地域社会の担い手として活躍できる社会の実現を目指す。

また、介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努める。

9 集落整備施策に関する基本的事項

振興山村の集落の多くは、若年層の地域外への流出に加え、高齢化の進行が著しく、地域共通の作業や祭り等の行事も失われつつあり、集落機能の低下がみられる。こうした中には、集落そのものの維持さえも危ぶまれている集落も存在する。

そのため、市町村の広域的な連携と地方分権が進められる中であって、集落と行政が協働して地域の問題解決に取り組む体制づくりを進め、集落を単位とする自治がより一層必要となっていることから、周辺集落との連絡体制を改善するとともに、住民の話し合いの機会を積極的に設け、集落リーダーの育成と将来の姿を見据えた集落の取組を促進する。

また、集落支援員や地域おこし協力隊の活用など、集落を活性化するノウハウを持つ専門家や意欲のある若者の派遣体制の整備を進め、活力ある地域社会の構築を図る。

10 国土保全施策に関する基本的事項

土砂災害や洪水を防止する砂防ダムや多目的ダム、地すべり防止施設については、計画的な設置を進めてきたが、今後、なお必要と認められるこれらの施設については、市町村の協力のもと、自然環境の保全を図りながら設置を進めるものとする。

また、ソフト対策として土砂災害の恐れがある土砂災害危険箇所について、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を行うことにより、総合的な土砂災害の防止策を講ずる。

さらに、森林の持つ県土保全機能を高度に発揮するため、治山施設の設置や機能が低下した保安林の整備を図るとともに、間伐などの適切な森林整備を促進する。

11 交流施策に関する基本的事項

山村と都市の交流は、相互理解を深めながら、人的交流により地域に不足する人材やノウハウ・技術等の確保、地域産物の需要増大や高付加価値化等を通じて山村の活性化を図る効果がある。

このため、観光農園や食文化など地域の特色を生かしたグリーン・ツーリズムのメニュー開発や、企業等の連携による情報発信などにより、振興山村と都市の交流を一層推進する。

また、地域の魅力や移住に関する情報を発信するとともに、移住希望者と市町村とのマッチングを行うことで、県内の振興山村への移住を促進する。

県民の森林に対する期待が多様化する中で、県民が様々な形で森林に親しむことができる施設の整備が必要である。さらに、「彩の国ふれあいの森」、「県民の森」、「100年の森」等の利用を促進し、人と森林とのかかわり、森林生態系の仕組み、森林の機能についての学習や体験を進めるとともに、森林ボランティアなど、県民自らが参加し森林を育むことなど、振興山村と都市が一体となって森林を守り育てる方策を講ずる。

1.2 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

農林業家戸数の減少や後継者不足、農林業就業者の高齢化などによる農林業の活力低下が加速的に進み、管理の行き届かない農地や土地改良施設が多く見受けられるようになっており、山村が有する多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

このため、集落全体で農用地、森林を維持保全する仕組みづくりを進めるとともに、集落の話し合いによる合意形成の下に振興山村に対する支援施策を有効に活用して、農地等を保全し、美しい山村景観の維持・発揮を図る。

また、森林等有する水源のかん養や大気の浄化、保健休養といった公益的機能を維持・発揮させるため、適切な管理を県民、企業・団体等との協働により進め、森林の保全を図る。

1.3 担い手施策に関する基本的事項

振興山村では、急傾斜・狭小ほ場等による不利な生産条件や農林産物価格の低迷など、不安定な経営環境に置かれていることから、平地と比べ農林業の担い手不足が大きな問題となっているため、地域内外からの新規就農者を積極的に確保し、地域農業を支える優れた担い手や経営体を育成する。

また、女性が就農しやすい環境づくりや、経営力の向上に向けた支援、女性の視点を生かして活躍できる場の確保など、女性の農業経営や地域社会への参画を促進するとともに、高齢者等が経験・技術を発揮可能な環境の整備による地域特産物等をいかした高付加価値型の農業を推し進め、高齢者等のマンパワーの活用や役割の付与を促進する。

なお、将来的にも個別経営体の担い手を育成・確保することが著しく困難な地域においては、集落全体を営農組織として育成するなど、地域の実情に応じた集落ぐるみによる共同作業体系の確立を目指す。

1.4 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

振興山村では、サルやイノシシ、シカ、ハクビシン等により、多くの農作物が被害を受けており、農業者は作物の栽培に対する意欲が減退し、耕作放棄地の拡大につながるなど、鳥獣害対策は大きな課題となっている。

農業者が安心して農業生産を行い、確実な収入を得るためには、効率的で経済的な被害防止対策が必要となっている。

このため、地域で電気柵の設置や緩衝帯の整備、捕獲活動等に取り組む指導者の育成や、鳥獣被害対策協議会等の設置支援を行うとともに、県農業技術研究センターにおいて、野生鳥獣の習性に応じた被害防止対策の研究調査を進める。

また、森林においては、シカによる植栽木や下層植生への食害が発生し、土砂流出による山地災害の発生が危惧されている。さらに、近年ではクマによる剥皮被害も発生している。このため、獣害防止柵や樹皮ガードなどを設置するとともに、低コストで効果的な獣害対策の手法について研究する。

1 5 その他施策

本県の振興山村においては、人口の減少や高齢化が進行し、活力が低下してきている。

このため、地域に住む若者や女性が夢を持ち、いきいきとした生産や地域活動の展開・活性化がなされるよう、住民・NPOと行政等の協働による地域づくりの取り組みを支援する。

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県においては、県政運営の基本指針となる「埼玉県5か年計画―安心・成長・自立自尊の埼玉へ―」(平成24年6月)を作成し、「(1)安心を実感する埼玉」「(2)チャンスあふれる埼玉」「(3)生活を楽しむ埼玉」の3つの将来像の実現を目指し、各種施策の推進に取り組んでいる。

また、本県農林業・農山村の将来を描き、これを実現する施策を総合的に推進するため、「埼玉農林業・農山村振興ビジョン」(平成28年3月)を策定している。

そのほか、本県の振興山村を有する8市町のうち3市町が、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域に指定されており、過疎地域の自立促進を図るため、埼玉県過疎地域自立促進方針(平成27年12月)及び同計画(平成28年1月)が策定されている。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの計画等との整合を図りながら推進するものとする。

山村振興基本方針は、振興山村の総合的な施策の方針を示したものであり、今後の施策の具体化に当たっては、関係部局が所管する諸施策との連携を図り、振興山村のさらなる振興に努めるものとする。